

## 地籍管理システムが スタートします

市では、平成20年度に地籍管理システムを導入し、平成21年4月1日から運用を開始することになりました。

このシステムは、地籍図の電子データ化とシステム統合を図り、図面をパソコンの画面に表示します。また、見たい場所を地番や全体図から検索することができ、土地の所有者、地目、地積の登記情報を表示するなど、窓口サービスのスピードアップが図られます。

今回、地籍管理システムを統合したことにより、本庁および各支所・行政サービスセンターで佐渡市全域(国土調査完了地区)の図面の閲覧または交付ができるようになります。なお、システムの図面を閲覧または交付する場合は手数料がかかります。

- ・ 閲覧のみ 1件につき 200円
  - ・ 閲覧後交付
    - A3サイズ1枚につき 300円
    - A2サイズ1枚につき 500円
    - A1サイズ1枚につき 750円
- お問い合わせ 市役所 税務課(固定資産  
税係) ☎635110

### 第3回 佐渡ターミナルケア勉強会

3月14日(土)午後2時～  
佐渡総合病院 2階 講堂

- ・ 昨年実施したアンケート調査の結果「佐渡におけるターミナルケアに関する意識調査」
  - ・ 講演「これからの緩和ケア」
  - ・ 特別講演「がん性疼痛」
- お問い合わせ  
佐渡ターミナルケア勉強会  
☎61-1111 (老健さど)

## 事故を防ぎ、長く安全に使うために 「長期使用製品安全点検制度」が 平成21年4月1日からスタート

製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、メーカーに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。次の対象製品(特定保守製品)を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。

### 対象製品(特定保守製品)

ビルトイン式電気食器洗機／  
浴室用電気乾燥機／石油給湯機／石油ふろがま／FF式石油温風暖房機／屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用・プロパンガス用)／屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用・プロパンガス用)

平成21年4月1日からは現在お使いの製品も点検可能ですので、詳しくはメーカーにお尋ねください。

事故が起きると、周りの人にも迷惑がかかります。製品の所有者・家主は、点検を受けるなどの保守に努め、製品を使う人、周りの人の安全にも配慮しなければなりません。点検時期の通知を受け取るためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めに登録先(メーカー)に知らせましょう。



※賃貸住宅・アパートなどで製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録してください。

お問い合わせ ・ 経済産業省 商務流通グループ 製品安全課 ☎03-3501-4707 ・ 市立消費生活センター ☎57-8143